

# 松浦 商工会議所NEWS

令和4年8月19日発行

## 第53号

発行：松浦商工会議所  
長崎県松浦市志佐町浦免1807  
TEL 0956-72-2151  
FAX 0956-72-0199

### 今号の主な内容

- ・令和3年度事業・決算報告を承認可決
- ・令和3年度実施した主な事業
- ・松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・新入会員紹介
- ・検定試験情報
- ・補助金・融資等の支援情報
- ・セミナー情報

- ・部会コーナー
- ・サービス部会主催「九州電力による講演会」
- ・トンネル工事見学会
- ・YEGコーナー
- ・女性会コーナー
- ・労政協コーナー
- ・労働保険
- ・中小企業退職金共済制度
- ・法律コラム

## 令和3年度事業・決算報告を承認可決

～通常議員総会～



令和3年度の当会議所事業報告並びに収支予算報告を審議する通常議員総会が、6月22日(水)松浦商工会議所にて開催されました。

第1号議案の令和3年度事業報告について、第2号議案の令和3年度収支決算報告（一般会計、中小企業相談所特別会計、労働保険事務組合特別会計、アクサ生命共済事業特別会計）について審議が行われ原案通り可決・承認されました。

## 令和3年度実施した主な事業

### □一般事業

#### <要望活動・意見交換会>

##### 1. 長崎県への要望

長崎県商工会議所連合会より、長崎県知事に対し合同要望を行いました。

(要望日：令和3年7月28日)

##### 主な要望事項

- ①交通網の整備促進、架橋などのインフラ整備
- ②商店街活性化 ③観光振興など

##### 2. 松浦市への要望

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、事業所支援として、「市内事業者に対する市独自の支援策に関する要望」（3項目）

を松浦市に要望を行いました。

(要望日：令和4年3月24日)

##### 3. 行政との意見交換会

#### <テーマ>

- ・電力移出金等交付金について
- ・都市計画総括図が示す用途地域について
- ・「九州・長崎IR」の区域認定に伴う、市が取り組むべき課題や問題点について
- ・松浦市独自の再生エネルギー推進導入のための補助制度について

#### <地域振興事業の実施及び支援・協力>

- 1. 「松浦市歴史観光推進協議会」の支援・協力 鷹島神崎遺跡を地域経済の活性化に結び付

ける活動として、委員会（6回）、特別委員会との意見交換会（4回）を行い、6月9日（木）に賛助会員向けに協議会の活動報告会を実施し、協議会の事業活動について説明を行った。

## 2. 「第3弾プレミアム付商品券」換金業務の実施

- ・商品券利用期間：令和3年6月28日～令和3年10月31日
- ・商品券取扱店登録事業所 239先（松浦市福鷹商工会含む）

## ■中小企業相談所事業

### 中小企業・小規模事業者の活力強化（企業力）

#### 1. 経営力強化・生産性向上支援

##### （1）小規模企業の経営支援

- ①事業継続強化支援計画推進会議（3回）
- ②事業継続力強化計画に係る認定申請支援  
（2件）

##### （2）経営力強化・生産性の向上のための各種補助金・助成金の申請支援

###### ○小規模事業持続化補助金

申請4件 採択4件

###### ○事業再構築補助金

申請2件 採択2件

###### ○サービス産業事業再構築支援事業

申請1件 採択1件

###### ○採用力向上推進事業

申請3件 採択3件

###### ○松浦市コロナに負けるな応援補助金

申請23件 採択23件

###### ○松浦市がんばる中小企業応援補助金

「きらり経営革新」申請2件 採択2件

##### （3）経営基盤の強化

###### ○エキスパート・専門家派遣事業 3件

###### ○松浦市アドバイザー事業

専門家12名 派遣件数81件

###### ○新型コロナウイルス感染症対策支援金関係

一時支援金 5件 月次支援金 36件

事業復活支援金 24件

###### ○地域産業活性化事業

（長崎県地域産業活性化計画の推進）

ファッショングプロジェクト（アミュプラザ長崎 スーツオーダー会開催）

###### ○情報化推進事業 クラウド会計推進導入23件

#### 2. 活力ある担い手の拡大

###### ○創業支援事業 創業塾の開催

8/23. 9/7. 9/15. 9/21. 10/5. 10/19

（6回 累計161名）

##### ○円滑な事業承継・引継ぎ支援

診断54件・相談3件

##### ○人材確保対策の推進 市内企業説明会の開催・松浦高校（松ナビ・コンソシアルム協議会参加）

##### ○人材育成事業の推進 日商検定試験受講者簿記 10人 珠算 0

#### 3. 安定した経営の支援

##### （コロナ対策 相談事業所）

###### ○金融対策（斡旋）マル普46件 マル経 4件

###### ○税務対策 青色170件 白色 55件

消費税 76件 年末調整 71件

###### ○巡回指導回数 336件 窓口相談 1,241件

###### ○講習会開催 集団指導 9回 198名

個別指導 123回 351名

###### ○労働保険代行 委託事業所数157

対象従業員数673

###### ○小規模企業共済153 倒産防止共済25

中退金共済16 その他 64

###### ○消費税増税に対する対策事業 インボイスセミナーの開催（2回）11/11. 12/6 参加者37名

###### ○クラウドビジネスアプリ導入推進事業（会計・勤怠管理など）

###### ○貿易証明 発証 2企業 11通

## ■その他の事業

### <福利厚生事業>

#### 1. 従業員交流事業の支援

松浦市商工業労政推進協議会が実施する従業員交流事業を事務局として支援

#### ○第34回労政協勤労者の祭典「優良従業員表彰」（実施日：11月17日）

#### 2. 生命共済制度加入促進（従業員向け団体共済）

### <広報活動>

① 会議所会報4回発行

② 会議所ホームページ、SNSによる情報の発信

### <会員サービス事業>

① 集団健診事業（移動健診）

11月4日・11月5日（2日間）

受診状況：26社 133名

② PET検診割引サービス

受診状況：1社 1名

③ プレゼント事業

ほほえみ共済加入事業主様へ誕生日に花鉢をプレゼント

## 松浦商工会議所からの 新しい情報を タイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようご案内申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



## ★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました  
事業発展をご祈念申しあげます。

事業所名称	氏名	地区	業種
居酒屋ひまわり	石田 真澄	志佐町	居酒屋
特非) 就労継続支援事業所すもも	久保田 了	御厨町	障がい者福祉事業
有限会社ふくすけ	川浪 義人	志佐町	飲食業と不動産賃貸
らーめん広味	松本 広枝	御厨町	飲食
岡本事務所	岡本 昌司	志佐町	建設・土木
株オール・トレーディング	谷口 清剛	志佐町	貿易商社

R4.04.09～R4.08.10

## ～検定試験情報～

### ■珠算能力検定(日本珠算連盟)

2022年10月23日(第4日曜日)第226回 1級～10級

2023年2月12日(第2日曜日)第227回 1級～10級

### ■簿記検定(日本商工会議所)

2022年11月20日(第3日曜日)第162回 1～3級

2023年2月26日(第4日曜日)第163回 2～3級

※新型コロナウイルスの影響により中止となることがあります。あらかじめご了承ください。

## 注目補助金ご案内

現在、中小規模事業者向けに各種補助金が用意されています。その中で人気が高いものや旬な補助金をご紹介します。詳しくは、各補助金事務局ページでご確認ください。

### ①小規模事業者持続化補助金(経産省)

小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助

#### ■補助率

補助対象経費の2/3以内

(特別枠の賃金引上げ枠で赤字事業者は3/4)

#### ■補助限度額

50万円

特別枠(賃金引上げ枠 卒業枠 後継者支援枠 創業枠 インボイス枠)は200万円

#### ■申請期限

9回目提出期限 9月20日(月)まで

### ②事業再構築補助金(経産省)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援

#### ■補助率

補助対象経費の2/3以内

※各特別枠により異なる

#### ■補助限度額

8,000万円

※各特別枠により異なる

#### ■申請期限

第7回提出期限 9月30日(金)まで

### ③松浦市がんばる中小企業応援補助金（きらり経営革新）

市内の小規模企業者が、販路開拓等において経営の革新を図るために、商工団体（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会）の支援により事業計画を策定し、実施する事業が対象。

#### ■補助率

補助対象経費の1/2以内

#### ■補助限度額

30万円

#### ■申請期限

8月31日（水）まで

### ⑥松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（事業拡充支援）

地場産業の振興や、UIターン者などによる就業を推進することを目的として、雇用の増加を伴う

事業拡充に取り組む民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助

#### ■補助率

補助対象経費の3分の2以内

#### ■補助限度額

400万円

#### ■申請期限

9月2日（金）まで

## セミナー、講習会のご案内

### インボイス制度対策セミナー受講者受付中

来年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。本セミナーでは、インボイス制度の制度説明だけでなく、各事業者の消費税の立場（一般課税、簡易課税、免税）に応じて、日常的に行うべき業務についてわかりやすく解説いたします。加えて、適格請求書発行事業者の登録申請書の記載方法についても説明いたします。消費税の仕組みを理解しインボイス制度への理解を深め、制度開始に向けた準備等についてその手法を指導いただく講習会です。

○日 時 9月1日（木）18：30～20：30

○場 所 松浦シティホテル

○主 催 松浦商工会議所中小企業相談所

○備 考 当日は手続き用紙も準備いたします

※詳しくはチラシやHPでご確認ください

### DXはじめの一歩セミナー

### &IT導入補助金活用方法説明会受講者受付中

本セミナーでは、デジタル化が急速に進む事業環境変化の影響を受ける皆様を対象にどの様にDX化を進めていかよいかといった視点で事例を交え優しくお伝えいたします。併せて、DXを進めるうえで必要となる様々なソフトウェアの導

入に役立つ「IT導入補助金」についても活用方法をお伝えいたします。

#### ○こんな方におススメ！

- ・DXと聞いても何をしていいかわからない
- ・業務や成果の見える化を進めたい
- ・業務を効率化したいが、巨額の投資は難しい

○日 時 9月15日（木）18：00～20：40

○会 場 松浦シティホテル

○主 催 松浦商工会議所中小企業相談所

※詳しくはチラシやHPでご確認ください。

## 部会コーナー

### サービス部会主催

### 「九州電力(株)による講演会」を開催します！

最近のエネルギー情勢とカーボンニュートラルの動向などについて、九州電力(株)松浦発電所の前所長であります榎原紀孝氏をお招きし講演していただきます。

今、電力不足や新電力、SDGsへの取り組みなど電力に関する話はたくさんありますが、身近な企業である九州電力(株)様のお話を聞くことが出来る貴重なチャンスです。是非ご参加ください。

また、講演会終了後、講師を交えて懇親会（飲食あり）を予定しています。あわせてご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合がございます。

☆開催日：9月27日（火）

☆講演会：17：00～18：10

（質疑応答の時間を含みます）

会場／松浦商工会議所3階大ホール  
(松浦市志佐町浦免1807)

☆懇親会：18：30～20：30

会場／いけす割烹 華  
(松浦市志佐町浦免1515)

☆募集定員：先着30名

☆懇親会費：5千円（講演会のみ参加される方は無料です）※当日徴収します。

☆主催・お問合せ：松浦商工会議所

TEL／0956-72-2151

お申し込みは、グーグルフォーム（下記QRコードを読み込んで入力）もしくは、①事業名「九州電力(株)による講演会」、②参加される方の氏名、③事業所名、④電話番号、⑤メールアドレス（任意です）を記載の上、FAX（0956-72-0199）にてお送りください。

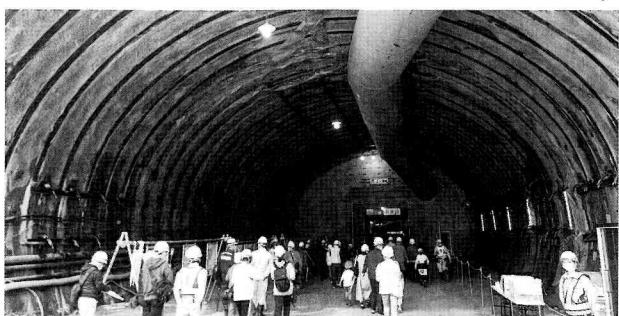
※基本、電話でのお申し込みは受け付けておりません。ご了承ください。



## ものづくり部会 西九州自動車道松浦 1号トンネル(仮称)現場見学会を開催

4月23日（土）、現在建設中の西九州自動車道松浦佐々道路のトンネル建設現場見学会が開催されました。西松・谷川特定建設工事共同企業体の方々ご協力のもと、約150名が参加され、普段は見ることの出来ない工事風景や建設機械を見学しました。

ものづくり部会初めての市民参加型イベントでしたが、参加された方々にも喜んでいただき、盛況のうちに終えることができました。



## YEGコーナー

### **5月例会「婚活勉強会」を開催**

5月25日（水）に、5月例会「婚活勉強会」が行われました。少子高齢化が進み、地方で地域活性を目的とした婚活支援が行なわれている今、婚活イベント等の過去の事例や実績を紹介してもらい知識を深めることを目的とし、市より政策企画課の松永様、大石様、県の婚活サポートセンターより久保山様を講師としてお招きました。市と県それぞれの婚活支援事業の過去の事例や実績についてお話をいただきました。



### **6月例会 「市政講演・意見交換会」を開催**

6月22日（水）に、6月例会「市政講演、意見交換会」が行われました。新型コロナウイルスの影響で社会情勢が大きく変化する中、松浦市の現状や未来の政策をお聞きし、意見交換会を通して会員企業にとっての新たな取り組みや働き方（非対面型のコミュニケーションなど、各々にとっての

多様な今の働き方+a）に繋げることを目的とし、講師として市の政策企画課より小澤様、地域経済活性課より大宅様、谷口様の3名をお招きしました。内容としては、松浦市協働によるまちづくり、再生可能エネルギー導入推進計画、新型コロナウイルス感染症対策のこれまでの実績と今後の取り組みについてお話しいただいた後、意見交換を行い、会員の質問に丁寧に答えていただきました。

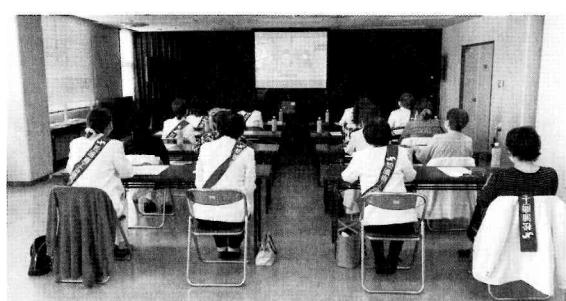
## 女性会コーナー

### **第54回九州商工会議所 女性会連合会総会(福岡)**

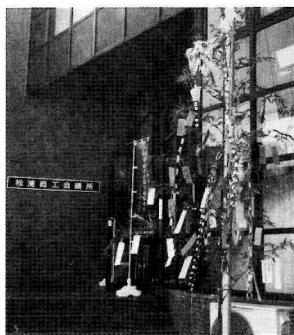
令和4年6月6日(月) にホテルオークラ福岡に於いて、第54回九州商工会議所女性会連合会総会が開催されました。当女性会は、松浦商工会議所3階大会議室において、ZOOMにてオンラインで視聴し、谷口会長、他15名が参加しました。

九商女連総会大会宣言では、「ウイズコロナのもと各地商工会議所女性会のネットワーク強化」「女性経営者の立場からの政策提言活動の強化」「事業のデジタル化や事業承継など喫緊の課題への支援」「女性起業家への支援」「少子化等への対応」「被災地の復興支援」を活動方針として各地の特徴を活かしつつ、女性ならではの活動への支援を進めてまいりますと宣言された。また、令和3年度事業報告並び決算報告、令和4年度事業計画並び予算が原案通り承認されました。

その後、講演会では、久原本家グループ 社主の河邊哲司氏による「醤油屋から茅乃舎へ～臆病者のB型経営～」と題して講演が行われました。



## 商店街七夕飾り



松浦商工会議所女性会（会長 谷口 玲子氏）は、7月25日（月）～8月7日（日）の期間に商店街の景観づくりと地域活性化を図ることを目的として、毎年恒例の「商店街七夕飾り」を実施しました。

今年も新型コロナウイルス感染症の懸念から小さい笹竹を約45本用意し、会員、会員以外の方にも協力を頂き、各自で、短冊を書いて、飾りつけをしました。また、松浦駅、すこやか青プラザ、会議所は女性会で飾り付け、設置をしました。商店街の皆さんや地域住民の方の願いのこもった短冊で商店街が賑やかに彩られました。



## 松浦市労政協親善ソフトボール大会が3年ぶりに開催!

7月1日から11日にかけて市民運動公園で開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となり、今回は9チーム（うち1チーム棄権）が出場しました。

選手たちは会社の同僚や家族、チームメイトから声援を受け、コロナを吹き飛ばすような元気いっぱいのプレーで会場を沸かせました。

上位の結果は次のとおりです。

【優 勝】機電プラントメンテナンス

【準優勝】中興化成工業

【同率3位】九電産業・機電プラントメンテナンス2軍



## 厚生労働省からのお知らせ 労働保険の成立手続きについて

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険です。様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

成立手続きを怠っていると？

1. 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収されます

労働保険への成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていないかった過去の期間についても遅って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産に対して差し押さえ等の処分を行います。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障がい者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

成立手続はどこでできる？

労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で手続が可能です。未手続の方は速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。



労働基準監督署



公共職業安定所(ハローワーク)

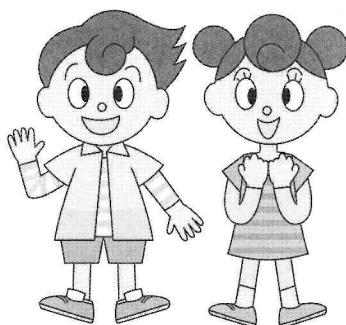
## 安心

国の退職金制度  
安心・確実

掛金の助成を  
受けることができます

## 簡単

外部積立型だから  
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索☆

### 中退共制度のしくみ

#### ① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

#### ② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

#### ③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

ちゅうたいきょう  
略称：中退共



# 法律相談コラム

## ◆持続化給付金 不正受給とされる範囲は?◆

Q 持続化給付金をめぐって、刑事事件の報道や自主返還の報道を目にすることが多くなりました。どのような場合に不正請求といわれるのでしょうか?

A そうですね。持続化給付金の不正請求・不正受給の事件報道が続きましたし、持続化給付金の自主返還も増加しているようです。

持続化給付金の場合、令和4年6月16日現在で、返還申出件数2万2545件、返還済み件数1万5440件、返還済み金額約166億1700万円ということです。なお、累計の受給者数は約424万件、累計の給付金額は約5.5兆円ということです。

持続化給付金の受給要件は、次のとおりです。

①事業の実施

②売上の減少

③売上減少が新型コロナウイルス感染症の影響による公式的な説明では、これらの要件をみたさないのに、それを偽って申請し受給した場合には不正受給であり、不正受給金額の返還のほかに加算金や延滞金が付加される可能性があります。また、故意の場合には犯罪(詐欺罪)にあたる可能性もあります。

もっとも、「要件をみたさないのに、それを偽って」というのは故意の場合を想定した表現ですから、不正受給というときには故意の虚偽請求による受給を指すと考えられます。

これに対して、故意とまではいえないが、要件をみたしていないのにその認識がなく、申請したら受給できてしまったという、いわば過誤受給という場合もあります。

受給要件のうち①・②は真実かどうかはっきりしているはずですが、③は微妙な場合もあるかもしれませんから、本当は要件をみたしていないがその認識がない、という場合があることもあながち否定できません。

最近報道されているような事件は、申請書類の偽造などがあり、かつ、基本的には不正受給の方法を指導・指南した(そのような嫌疑である)場合です。現状では、行政側が過誤受給まで含めて広範に処罰を求める流れではありません。

自主返還については、中小企業庁は、現在のところ、自主的に返還を済ませた場合には延滞金を請求せず、刑事告訴等もしない、との方針といわれています。いってみれば、自主返還をしてくれれば、不正受給ではなく過誤受給として扱う、という考え方といえます。

なお、注意していただきたいのは、持続化給付金の返還も詐欺のターゲットになりやすい、ということです。持続化給付金の不正受給の指南にのったような人は、騙しやすいということで、格好のターゲットにされる可能性があります。

給付金の自主返還を申し出る時には、連絡先を事前によく確認してください。心配なら、弁護士等の専門家に事前にご相談なされてください。

## ◆外国人技能実習制度・その2 ～技能実習生の残業～◆

Q 最近耳にすることが増えてきた「外国人技能実習制度」について教えてください。

A 今回は、外国人技能実習生の残業をとりあげます。

まず、基本の確認をしておきましょう。外国人技能実習生には、労働関係法令の適用があります。その他に、日本人従業員と異なる、技能実習制度特有の規制があります。

外国人技能実習生の残業についても、この両面が重要です。

まず、外国人技能実習生に残業(時間外労働・休日労働)をさせるには、就業規則の定めと労使協定(36協定)の締結・届出が必要ですし、所定の割増賃金を支払う必要があります。この点は日本人従業員と全く同じです。

これに加えて、外国人技能実習生に特有の規制があります。

外国人技能実習生を受け入れるには、事前に「技能実習計画」を作成し、外国人技能実習機構に提出して認定を受ける必要があります。

そして、技能実習計画上、時間外労働等(時間外労働・休日労働)を当初から計画に組み込むことはできません。

外国人技能実習生に時間外労働等をさせると、「技能実習計画の変更」になります。

技能実習計画の変更是、変更の程度により、(1)変更認定が必要な場合(重要な変更)、(2)届出が必要な場合(軽微な変更)、(3)認定も届出も不要な場合(些細な変更)、のいずれかになります。

その振り分け基準は、単月ベースの基準と年間ベースの基準があります。

具体的には、次のような基準です(※)。

・単月ベースの基準

80時間を超える場合 ……変更認定が必要

45時間を超えて80時間以下の場合

……届出が必要

45時間以下の場合

……認定・届出は不要

・年間ベースの基準

労働時間が当初計画の50%を超えて増加する場合

……変更認定が必要

労働時間が当初計画の50%を超えて増加する場合

……届出が必要

労働時間が当初計画の25%以下の増加をする場合

……認定・届出は不要

(※上記の基準は令和2年4月版「技能実習制度運用要領」によります。運用要領は改訂される可能性がありますので、最新の情報を確認するよう留意してください。)

なお、36協定で定める時間外労働等の上限を超える技能実習計画は不可能なので、その内容で変更認定を受けようとしても許可されません。実際にそのような時間外労働等をさせた場合は、労働関係法令上の違法行為となる可能性があるだけでなく、入管法・技能実習法上の不正行為となる可能性もありますので、ご注意ください。

次回は、外国人技能実習生の労働時間管理をとりあげる予定です。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1  
弁護士法人いまり法律事務所  
弁護士 坪 悠樹【文責】

(注) 本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

